

横浜市立大学医学部医学科・医学研究科教員昇任内規

(目的)

第1条 この内規は、医学部医学科・医学研究科から推薦する教授・准教授・講師・助教（以下「教員」という。）への昇任に関し、公立大学法人横浜市立大学教員昇任規程（以下「規程」という。）を適用する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(教授昇任の博士の学位)

第2条 規程第2条第2項第1号の博士の学位は、必須とする。

(教授昇任の研究業績)

第3条 規程第2条第3項第1号の研究の業績は、過去5年以内に、国際的な査読付き欧文雑誌に学術論文を10本以上掲載され、かつ過去10年以内に、国際的な査読付き欧文雑誌に30本以上の論文が掲載されたこととする。

(教授昇任の専攻分野における知識)

第4条 規程第2条第3項第3号の専攻分野の知識は、臨床系の場合は、学会専門医及び指導医等の資格を有し、臨床実績（手術経験）があり高い評価を得ていることとする。

(教授昇任の本学への貢献)

第5条 規程第2条第3項第4号の本学への貢献は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 「公立大学法人横浜市立大学教員管理職規程」第1条に規定する教員管理職等に2年以上関わった者
- (2) 本学の教育に多大な貢献をした者
- (3) 外部資金（年間3千万円程度の科研費または1億円程度の国家プロジェクト、産学官共同プロジェクトなど）を代表者として獲得した者
- (4) 知的財産などの分野で本学に多大な貢献をした者
- (5) 学術の各分野で国内外の名誉ある賞（学士院賞・学会賞など）を受賞した者
- (6) 世界的に著名な雑誌に論文を掲載され、多大な評価をされた者

(准教授昇任の博士の学位)

第6条 規程第3条第2項第1号の修士の学位は、博士の学位を必須とする。

(准教授昇任の資格)

第7条 規程第3条第2項第2号の相当と認められる者とは、病院等において診療科部長、副部長、科長、医長等の職歴を有すること、または研究所等において部長、

室長等の職歴を有すること、さらに、過去3年間に原著論文を3編以上、かつFirst authorを1編以上有することとする。

(准教授昇任の研究業績)

第8条 規程第3条第3項第1号の研究の業績は、過去5年以内に、国際学術雑誌に3本以上の論文が掲載されるか、あるいは過去10年間に、査読付き雑誌に学術論文が15本以上掲載されたこと。ただし、専門分野によっては邦文学術論文も可とする。

(准教授昇任の本学への貢献)

第9条 規程第3条第3項第3号の本学への貢献は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 教育・研究に関する運営に、3年以上関わった者
- (2) 外部資金（年間1千万円程度の科研費または3千万円程度の国家プロジェクト、産学官共同プロジェクトなど）を代表者として獲得した者
- (3) 知的財産などの分野で本学に多大な貢献をした者
- (4) 学術の各分野で国内外の名誉ある賞（学会賞、奨励賞など）を受賞した者
- (5) 世界的に著名な雑誌に論文を掲載され、多大な評価をされた者

(講師昇任の博士の学位)

第10条 規程第4条第2項第1号の修士の学位は、博士の学位を必須とする。

(講師昇任の資格)

第11条 規程第4条第2項第2号の相当と認められる者には、病院等において診療科部長、副部長、科長、医長等の職歴を有すること、または研究所等において部長、室長等の職歴を有することとする。

(講師昇任の研究業績)

第12条 規程第4条第3項第1号の研究の業績は、過去5年間に原著論文を3編以上、かつFirst authorを1編以上有することとする。

(講師昇任の専攻分野における知識)

第13条 規程第4条第3項第2号の専攻分野の知識は、学会認定の専門医・認定医・指導医のいずれかを有することとする。

(助教昇任の博士の学位)

第14条 規程第5条第2項第1号の修士の学位は、博士の学位を必須とする。

(助教昇任の専攻分野における知識)

第15条 規程第5条第2項第2号の専攻分野の知識は、学会認定の専門医・認定医・指導医のいずれかを有することとする。

(研究業績等の期間に関する特例)

第16条 第3条、第8条及び第12条の研究の業績に係る期間並びに第7条の准教授昇任の資格の論文業績に係る期間について、当該期間内に公立大学法人横浜市立大学職員就業規則（以下「規則」という。）第19条の休職（ただし、同条第2号は除く）、規則第42条第1項第3号の出産休暇、規則第44条第1項の育児休業又は同条第2項の介護休業がある場合には、第3条、第7条、第8条及び第12条に定める期間にかかわらず、当該期間に休職、出産休暇、育児休業又は介護休業それぞれの期間を合計した期間を、当該期間とすることができます。

附 則

この内規は、平成18年1月24日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年11月10日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年9月1日から施行する。